

白市生第 11 号
令和3年 4月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

白石市長 山 田 裕



(仮称)丸森筆甫風力発電事業に係る計画段階環境方法書に対する意見について(提出)

令和3年3月31日付け環対第606号にて通知のありましたこのことについては、別紙のとおりです。

担当：白石市市民経済部市民生活課
環境対策係
TEL 0224-22-1314
FAX 0224-22-1316



(仮称)丸森筆甫風力発電事業に係る計画段階環境方法書に対する意見

事業を実施するにあたり、下記の事項について、事業者に対して、ご確認及びご指導くださるようお願いいたします。

I 全般的事項

- 1 宮城県では、平成30年5月に、風力発電事業者が適切に環境保全に配慮した風力発電の設置を円滑に推進することを目的として、県内全域を対象とし、環境保全等を優先すべきエリアや風力発電導入の可能性を有しているエリアをマップ化する「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」を策定したところである。

この「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」によれば、今回事業が予定されている想定区域は、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき地域に該当する区域が近くに含まれる。また、それら以外の区域でも、自然環境等の法令及び社会的な調整が必要となる可能性がある区域となっている。

このことから、事業実施区域が、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき地域に該当する区域として整理されている状況を適正に分析するとともに、それでもなお、事業実施区域として絞り込みした検討経緯を明確にし、仮に事業を実施した場合における環境影響と環境影響を回避又は十分に低減する方法及びその根拠について、方法書以後の図書に記載すること。

なお、自然環境等の法令及び社会的な調整が必要となる可能性がある区域であっても、法律要件に抵触しないことをもって安易に事業実施区域に選定するのではなく、各種法令の趣旨及び社会的な調整が必要な背景を鑑みた上で、適切に事業実施区域を選定すること。

- 2 事業実施区域の選定にあたっては、風況や社会的側面（土地利用規制、土地利用状況、連系可能な送電線の位置、輸送道路の有無など）を優先することなく、また、事業実施区域だけに止まらず、事業実施区域周辺の環境面にも影響がないよう適切な環境影響評価を行い、事業実施区域を選定すること。

また、検討にあたっては、環境影響の回避・低減・代償の順で検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

- 3 事業実施区域に近い区域では「(仮称)白石越河風力発電事業」が計画されていることから、累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目については、当該事業者が計画する事業と本事業との累積的な環境影響の調査、予測及び評価を行い、その結果、重大な影響が認められる場合には、本事業の位置、規模及び風力発電設備の配置等を含めて、事業計画を再検討すること。

- 4 環境影響評価を行う過程において、項目及び選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応すること。
- 5 次の個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、事業実施区域及び風力発電基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

II 個別事項

(1) 騒音及び低周波音

騒音及び低周波音に関する対策については、風車からの距離や環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」等をもって一概に判断するのではなく、必要に応じて適切な措置を講じること。

(2) 景観

事業実施区域に建設した場合、景観調査地点に設定されている白石城からの眺望景観に留意すること。

現在、白石城では甲冑試着体験を通じ、白石市の知名度向上、観光客の増加等を図っているところである。

このことから、白石城にかかる眺望景観への影響について調査、予測及び評価するとともに、風力発電機の存在により、天守閣からの景観が損なわれることにより、観光客の減少につながる恐れがあるので配慮すること。

また、同様にその他の主要な眺望景観について調査、予測及び評価するとともに、主要な眺望景観への影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 人と自然との触れ合いの活動の場

計画されている発電機は高さ150mを超す大型構造物となるため、遠方からの視認性も高くなるなど、自然景観に大きな影響を及ぼすことが予想される。

このことから、風力発電設備の存在による自然景観への影響や周辺の自然景観との調和について調査、予測及び評価するとともに、風車の塗色、配置及び規模など、自然景観への影響を回避又は十分に低減する方法を検討するとともに、周辺の自然景観との調和を阻害しないようにすること。

(4) その他

- 1) 農業地域及び農用地区域に悪影響を及ぼすことがないようにすること。
- 2) 工事期間中は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、粉塵、騒音、震動、悪臭等の公害防止について、各種法令等に基づき適正に処理すること。
- 3) 工事の際には安全な施工を行うこと。また、工事期間中は、搬入・搬出に際し、交通安全関連法令を遵守し、必要と認める箇所に誘導員を配置するなど、交通事故防止対策・安全対策を行うこと。

- 4) 大規模災害も想定し、雨水対策、崩落等の防止措置、定期的な巡回の実施や異常箇所[、]の早期発見の方法など、被害の拡大防止のための措置を検討すること。また、消防署からの意見を反映することができるよう努めるとともに、地元住民や地元消防団などに対する説明や区域内見学の実施など、関係者への理解に努める方法を検討すること。
- 5) 住民からの苦情等に対しては、誠意をもって迅速かつ適切な対応を行うこと。
- 6) 工事開始決定後は速やかに地域住民への周知を行うこと。